

# 宝塚市地域福祉計画(第2期)

概要版

すべての人が互いを認め合い、支え合い、  
共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚

宝 塚 市



## 1

## 計画策定の背景

近年、わが国では、少子高齢化や核家族化の進展などにより、家族や地域の支え合いの機能が弱まるとともに、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、プライバシーへの配慮の高まりなどから、身近な地域における社会的なつながりが希薄化しています。また、子育てや介護におけるストレス、不安定な経済情勢による社会不安が増幅され、虐待や自殺、ひきこもりなどの社会問題が深刻化しています。

公的な福祉サービスだけでは対応できない制度の狭間にある生活課題や、従来の公的な福祉サービスでは総合的に十分な対応ができない複合的な課題が顕在化する中、公的な福祉サービスを充実するとともに、制度の狭間を埋める取組や、地域における支え合いを再構築する取組が必要となっています。

## 2

## 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者などが協働し、地域の生活課題の解決や安心して暮らせる地域社会を持続させていく取組を推進する計画です。

## 3

## 計画の位置づけと期間

宝塚市地域福祉計画（第2期）（以下「本計画」という。）は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。また、『第5次宝塚市総合計画』を上位計画とし、『宝塚市高齢者福祉計画・宝塚市第5期介護保険事業計画』、『宝塚市第4次障がい者施策長期推進計画』、『宝塚市次世代育成支援行動計画』などの分野別計画との調和を図るもので、これらの計画における地域福祉に関する理念や取組の方向性を示すものです。

本計画の期間は、平成24年度（2012年度）から平成32年度（2020年度）までの9年間とします。なお、『第5次宝塚市総合計画』の前期計画、及び宝塚市社会福祉協議会の『地域福祉推進計画』の計画期間が満了する平成27年（2015年度）に本計画の見直しを行います。

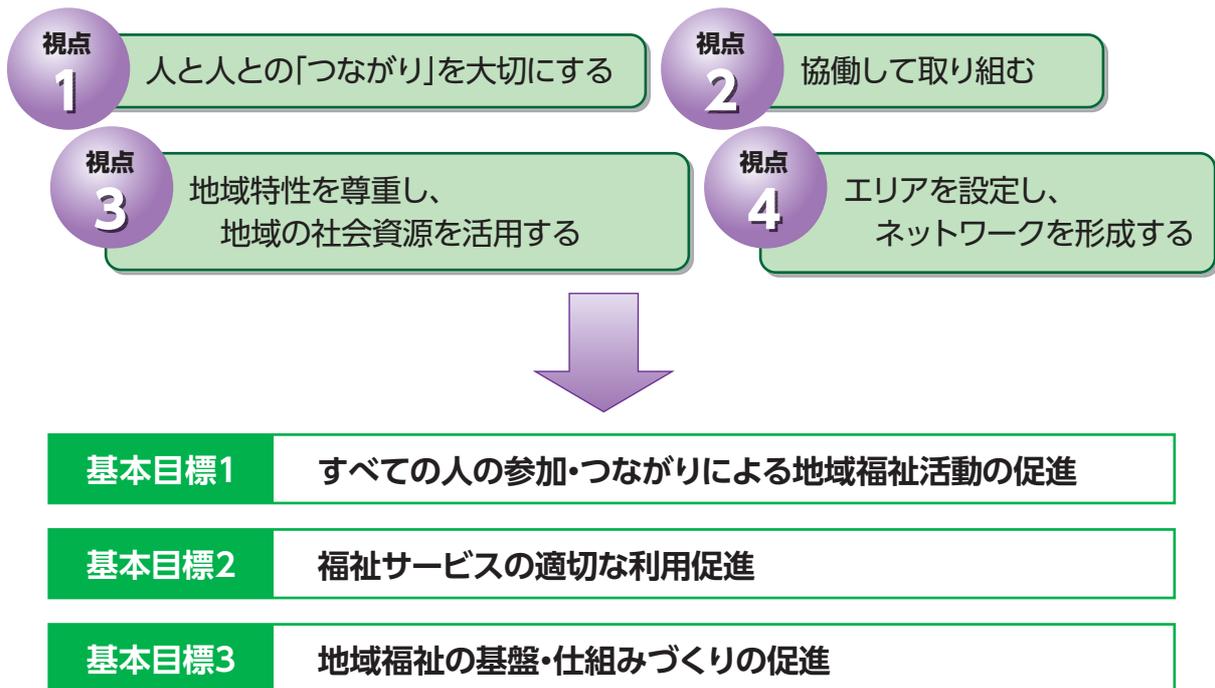
## 4 計画の基本理念

すべての人が互いを認め合い、支え合い、  
共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚

第1期計画の基本理念「『希望あふれるまち宝塚』～すべての人がいつまでもその人らしくいきいきと暮らせるまちへ～」を継承するとともに、『第5次宝塚市総合計画』の「市民の力」をキーワードとする市民と行政の協働による「新しい公共」という理念や、「安心した生活ができるまちと仕組をみんなで作っていく」という福祉のまちづくりの考え方を踏まえ、「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を基本理念とし、地域福祉を推進します。

## 5 計画推進の視点と基本目標

基本理念のもと、地域福祉を計画的・効果的に推進するため、4つの視点と3つの基本目標を掲げて、個別施策の展開を図ります。



## 6

## 施策の展開

## 基本目標1

## すべての人の参加・つながりによる地域福祉活動の促進

すべての住民が、地域の福祉活動に関心を持ち、地域での助け合い、支え合いに参加して、地域福祉活動が活発化するように、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者などが連携・協働して、地域福祉活動を促進します

## 施策1 地域住民の交流の促進

## ●地域の情報発信に対する支援

 主  
な  
内  
容

情報発信を行う地域住民へ媒体の提供

## ●地域福祉への関心を高める活動の推進

 本計画の取組をホームページに掲載  
市内外の地域福祉活動の紹介

## ●地域間交流の推進

よりあいひろばや学校などにおける機会提供

## 施策2 地域福祉活動に対する支援

## ●ボランティア活動に対する支援

 主  
な  
内  
容

ボランティア活動に関する情報の提供

## ●NPO 活動支援

コミュニティビジネスの起業・経営支援

## ●民生児童委員の活動に対する支援

民生児童委員の役割や活動の周知

## ●地域福祉活動を行う団体・グループ等に対する支援

 「ふれあいいきいきサロン」の立ち上げ、  
及び運営の支援

## 施策3 人材育成

## ●地域福祉を担う人材の発掘

 主  
な  
内  
容

各種人材育成講座の充実、及び地域活動につなげる活動の場づくり

## ●地域福祉をコーディネートする人材の育成

 地域活動を支援するコーディネータの設置  
及び養成

## ●福祉教育の推進

「出前講座」などによる福祉教育の推進

**基本目標2****福祉サービスの適切な利用促進**

福祉サービスを必要とする人が、必要とするサービスを選択し、適切に利用できるよう、行政や福祉サービス事業者などが福祉サービスに関する情報を分かりやすく提供するなど、福祉サービスにつなげる支援体制の充実に取り組みます。

特に、認知症高齢者などの自らの意思で選択することが困難な人については、権利擁護支援体制を整備し、福祉サービスが適切に利用できるよう取り組みます。

**施策1 相談体制及び支援体制の充実**

## ●身近な地域での相談窓口の充実

主な  
内  
容

▶ (仮称) 地域ささえあい会議の設置、及びその支援

## ●専門的な相談窓口の充実

▶ 24時間、相談支援できる体制の検討

## ●相談窓口、相談機関の連携

▶ 制度や分野を越えた連絡会の開催

**施策2 権利擁護の推進**

## ●高齢者・児童虐待の防止

主な  
内  
容

▶ 早期発見・早期対応を図るための啓発

## ●DV防止及びDV被害者の支援

▶ たからづか DV相談室を中心とした、他機関連携による、DV防止と被害者支援

## ●権利擁護に関する普及啓発、及び利用促進

▶ 成年後見制度や福祉サービス利用援助の普及啓発や利用促進

## ●権利擁護に関する体制の充実

▶ (仮称) 宝塚市権利擁護支援センターの設置、及び市民後見人養成の検討

**施策3 情報提供の充実**

## ●情報媒体の多様化

主な  
内  
容

▶ 多様な媒体を活用した情報提供の推進

## ●身近な地域での情報提供

▶ 市民交流拠点における情報提供の推進

## ●わかりやすい情報提供

▶ 高齢者や障がいのある人、子どもなどに適応した情報提供の推進



## 基本目標3

## 地域福祉の基盤・仕組みづくりの促進

すべての人が住み慣れた地域で、その人らしく、いきいきと安心して暮らし続けられるよう、地域での助け合い、支え合いの仕組みづくりや地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者などの連携・協働による課題解決の体制など、地域福祉の基盤・仕組みづくりの促進に取り組みます。

また、災害時の要援護者の支援体制、平常時の防犯・防災の体制、ユニバーサルデザインに配慮して快適な生活環境づくりに取り組みます。

## 施策1 地域福祉の拠点づくり

## ●拠点づくりへの支援

主な内容

▶ 空き家・空き店舗に関する情報の提供

## ●既存施設の有効活用

▶ 社会福祉施設に対する地域開放呼びかけ

## ●地域共生ケア拠点の普及

▶ 民家型デイサービスなどの普及促進

## 施策2 地域における支え合いの仕組みづくり

## ●地域における見守りネットワークの充実

主な内容

▶ 生活課題を抱えた人を地域で早期発見できる見守りネットワークの充実

## ●地域における支え合いの仕組みづくり

▶ 宝塚市社会福祉協議会と連携し、「(仮称)宝塚市セーフティネット会議」設置

## ●地域包括ケア体制の整備

▶ 対象者や分野を限定しない支援体制と住民が主体的に参加できる環境の整備

## 施策3 安全・安心のまちづくり

## ●地域の防犯・防災体制づくり

主な内容

▶ 防犯グループの結成促進と活動支援

## ●災害時要援護者支援の体制づくり

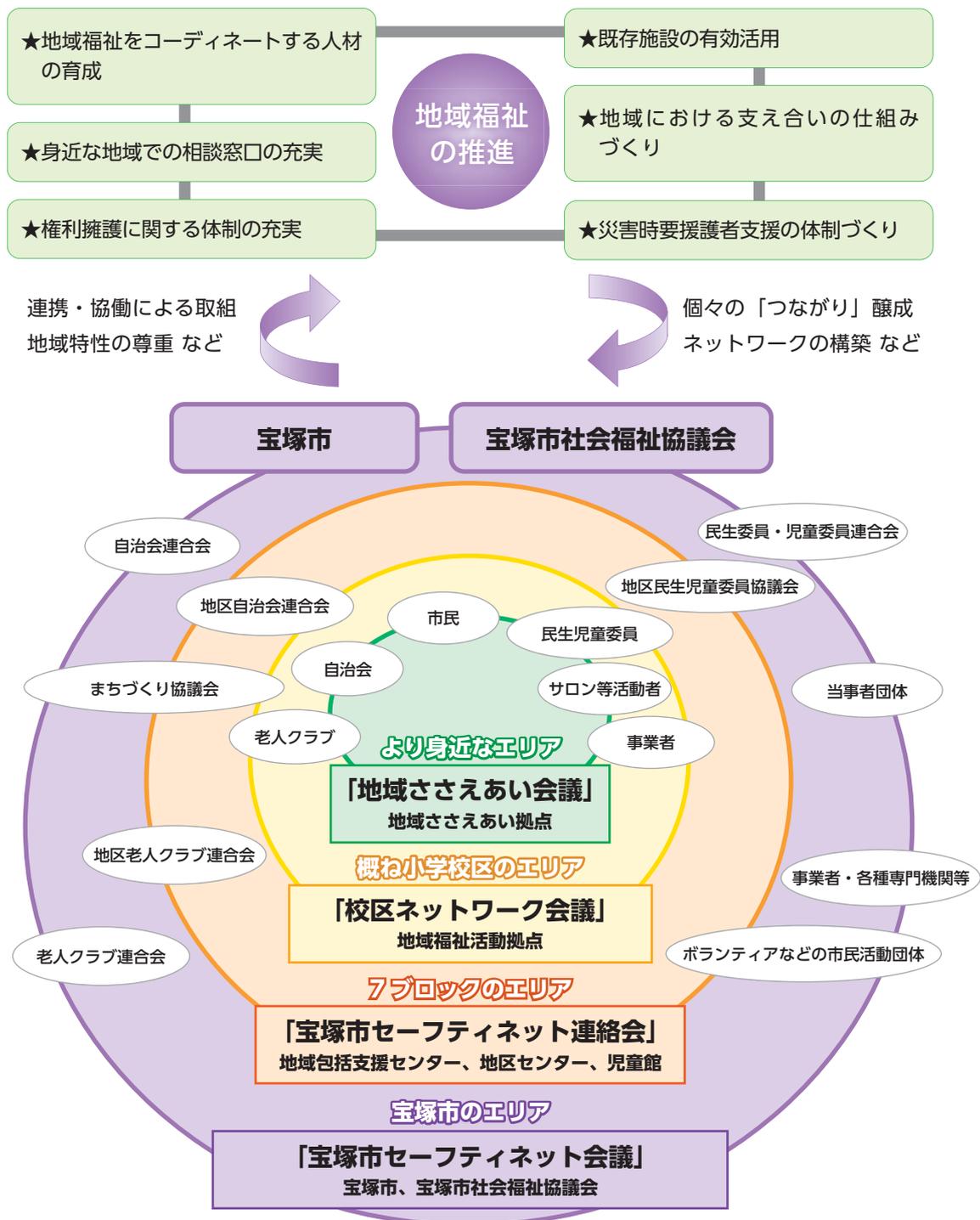
▶ 地域自らが地域内の災害時要援護者を支援できる体制づくりの推進

## ●ユニバーサルデザインの推進

▶ 「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づく公共施設の整備

## 7 重点取組と施策展開のイメージ図

本市の地域福祉を推進する牽引力となるよう、以下6つの取組を重点取組と位置づけ、施策の展開を図ります。また、本計画の評価指標として、これらの進捗状況を定期的に確認します。なお、施策を展開することで、ネットワークの構築などにもつながることから、4つの視点との関係性は相互に実現し合うものと考えます。

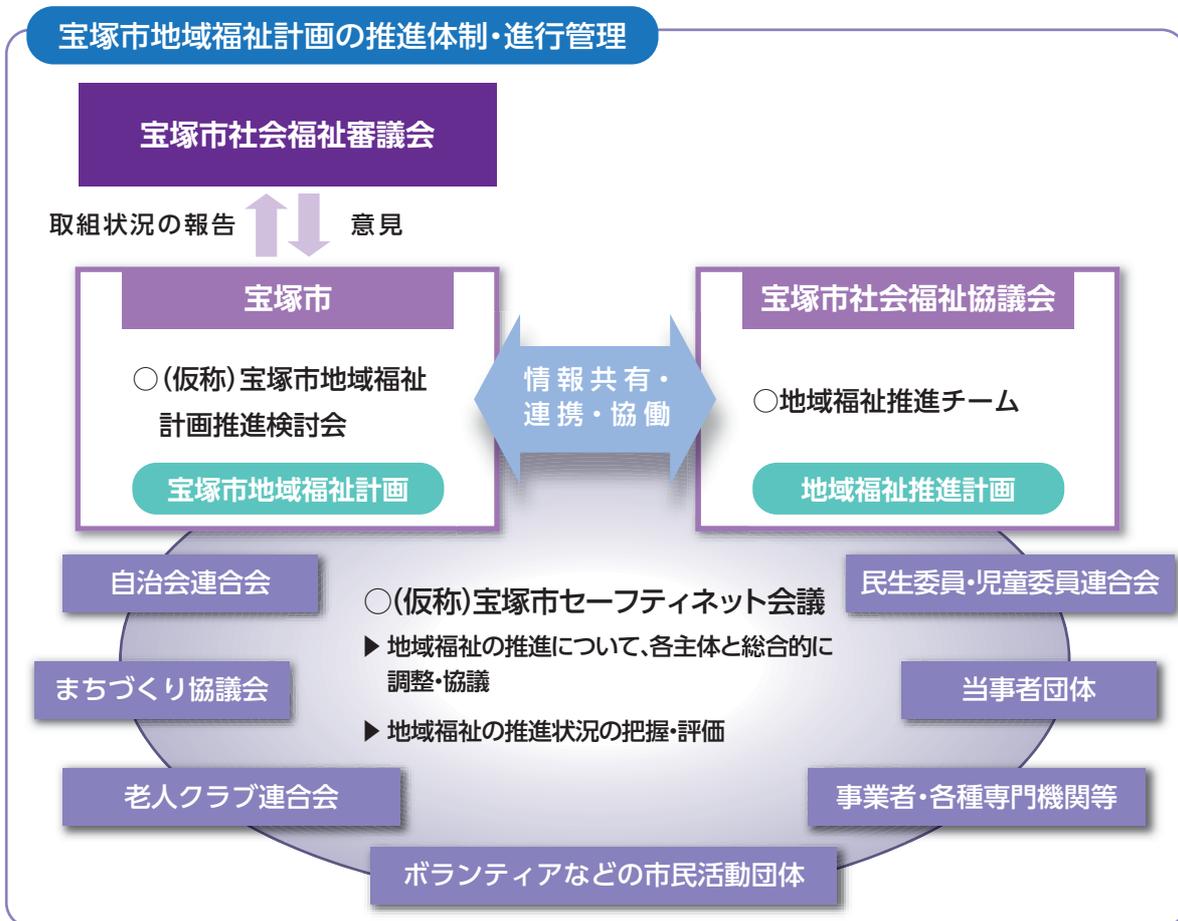


8

計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、宝塚市社会福祉協議会と連携して、「(仮称)宝塚市セーフティネット会議」を設置し、各主体の役割と連携の在り方を明確化するとともに、制度の狭間にある生活課題を解決するため、地域住民や市民活動団体、関係機関など地域福祉を担う主体との連携・協働を図ります。

また、庁内関係各課で構成する「(仮称)宝塚市地域福祉計画推進検討会」を設置し、本市の地域福祉に関する取組状況の把握・評価を行い、進行管理を行います。



**宝塚市地域福祉計画(第2期) —概要版—**

平成 24 年(2012 年)3 月

発行 宝塚市健康福祉部健康長寿推進室いきがい福祉課  
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号  
TEL : 0797-71-1141(内線 2150・2538)  
FAX : 0797-71-1355